

妊娠

助成

妊産婦健康診査

名称	内容
妊産婦健康診査	妊娠期間内の妊婦健診(14回分)、産後の産婦健診(2回分)の費用を一部助成しています。 ※多胎妊婦に対しては、妊婦健診の回数上限なし
妊産婦歯科健康診査	妊娠中は、むし歯や歯周病になりやすく進行しやすい時期です。 指定医療機関で、歯科健康診査と口腔衛生指導を受けましょう。

問合せ先 子ども家庭課 すこやか親子グループ TEL 632-2388

妊産婦医療費助成制度

妊産婦の疾病の早期発見、早期治療を促進し、健康増進を図るため、健康保険が適用になる診療を受けたときの保険診療自己負担分を助成する制度です。

- ・母子健康手帳の交付を受けた月の初日から出産(流産を含む)した月の翌々月の末日までが対象期間です。
- ・母子健康手帳の交付を受ける前でも、妊娠に関する疾病(流産を含む)に限り、助成対象になります。

[申し込み] 子ども家庭課(市役所2階)、保健と福祉の相談窓口(市役所1階)、各地区市民センター及び出張所

問合せ先 子ども家庭課 子ども給付グループ TEL 632-2296

教室

健康教室

健康な赤ちゃんの誕生とすこやかな成長を願って妊娠・出産・子育てに関する教室を実施しています。

名称	内容
ママパパ学級	健康や育児への関心が高まる妊娠期に、夫婦で妊娠や出産、子育てについての知識や技術を学び、安心して妊娠・出産・育児ができるように支援します。会場・日程・内容については、「広報うつのみや」でお知らせします。

問合せ先 子ども家庭課 すこやか親子グループ TEL 632-2388

名称	内容
ママパパ食育教室	・妊娠中に必要な栄養、バランスのとれた食生活、頑張るパパへの食事アドバイスなどに関する栄養士の講話やレシピの紹介(対象は妊娠9か月までの妊婦とその夫) ・日程、詳細については「広報うつのみや」でお知らせします。

妊娠中の方、お子さん向けのレシピはこちらから



宇都宮市保健センター
「クックパッド公式キッチン」

問合せ先 市保健センター TEL 627-6666



不妊に悩む方へ

特定治療支援制度

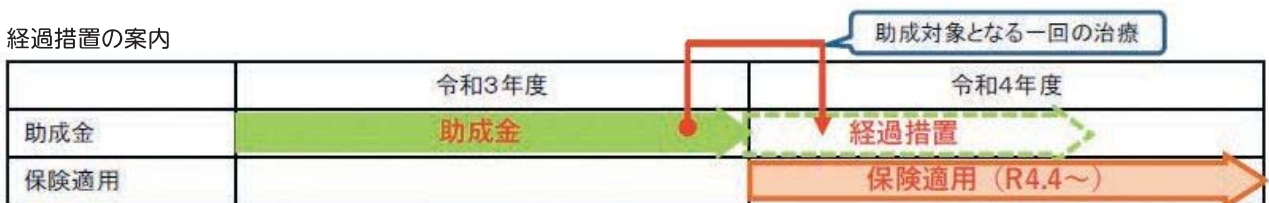
令和4年度「不妊に悩む方への特定治療支援事業」については、令和4年4月以降の保険適用への円滑な移行を支援するため、特定不妊治療を令和3年度以前に開始した方が、年度をまたいで令和4年度に終了する治療に限り、経過措置として引き続き実施します。

●経過措置の内容

対象となる治療	以下のいずれかに該当する場合 ●令和4年3月31日以前に開始した治療がA・B・D・E・Fに該当し、その治療の終了日が令和4年4月1日以降である場合 ●令和4年4月1日以降に終了したCの治療であって、令和4年3月31日以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植である場合
助成回数	法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦につき、1回限り(注意)
提出期限	令和5年3月31日(金曜日)

(注意)治療開始時の妻の年齢が42歳以下であり、これまでに助成を受けた回数が、お子様1人ごとに6回(治療開始日の妻の年齢が40歳以上43歳未満の方は3回)を超えている場合は、助成の対象外となります。

経過措置の案内



問合せ先 子ども家庭課 子ども給付グループ TEL 632-2296

栃木県不妊専門相談センター

不妊症や不育症に関するご相談を助産師がお受けしています。月に1回、専門医師による相談日もあります。(要予約)

【相談時間】 火～土曜・毎月第4日曜 午前10時～午後0時30分、午後1時30分～午後4時

※祝休日・年末年始・月曜日が祝日の場合の火曜日を除く

【所在地】 野沢町4-1パーティとちぎ男女共同参画センター1階

問合せ先 栃木県不妊専門相談センター TEL 665-8099 E-mail funin.fuiku-soudan@air.ocn.ne.jp